

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公開番号】特開2014-166184(P2014-166184A)

【公開日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-79784(P2014-79784)

【国際特許分類】

A 2 3 L 1/22 (2006.01)

A 2 3 L 2/60 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 1/22 E

A 2 3 L 2/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月12日(2015.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナリンジンジヒドロカルコン、モグロシドV、ラカンカ抽出物、ルブソシド、ルブス抽出物、ステビオシド、およびレバウディオシドAからなる群から選択される、少なくとも1種の甘味増強剤を含有する甘味増強組成物であって、

スクロース、フルクトース、グルコース、高フルクトースコーンシロップ、コーンシロップ、キシロース、アラビノース、ラムノース、エリスリトール、キシリトール、マンニトール、ソルビトール、イノシトール、アセスルファムカリウム、アスパルテーム、ネオテーム、スクラロース、サッカリンから選択される少なくとも1つの甘味料、またはこれらの組み合わせを少なくとも0.0001%含む甘味消費材に、

各甘味増強剤が、前記消費材において、その甘味検出閾値に近い濃度で存在するように添加され、

ここでナリンジンジヒドロカルコンについてはこの濃度は2~60ppmであり、ルブソシドについては1.4~56ppmであり、ルブス抽出物については2~80ppmであり、モグロシドVについては0.4~12.5ppmであり、ラカンカ抽出物については2~60ppmであり、ステビオシドについては2~60ppmであり、およびレバウディオシドAについては1~30ppmである、

前記甘味増強剤組成物。

【請求項2】

ナリンジンジヒドロカルコンを甘味増強剤として含む、請求項1に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項3】

ルブソシドまたはルブス抽出物を甘味増強剤として含む、請求項1または2に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項4】

モグロシドVまたはラカンカ抽出物を甘味増強剤として含む、請求項1または2に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項5】

レバウディオシドAを甘味増強剤として含む、請求項1または2に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項6】

ステビオシドを甘味増強剤として含む、請求項1または2に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項7】

2種類の甘味増強剤を含む、請求項1～6のいずれかに記載の甘味増強剤組成物。

【請求項8】

モグロシドV、ラカンカ抽出物、ルブソシド、ルブス抽出物、レバウディオシドAおよびステビオシドからなる群から選択される第2甘味増強剤を含む、請求項2に記載の甘味増強剤組成物。

【請求項9】

3種類の甘味増強剤を含む、請求項1～7のいずれかに記載の甘味増強剤組成物。

【請求項10】

ネオヘスペリジンジヒドロカルコンをさらに含み、ここで、ネオヘスペリジンジヒドロカルコンが、甘味消費材において1～5 ppmの濃度で存在するように添加される、請求項1～9のいずれかに記載の甘味増強剤組成物。

【請求項11】

甘味消費材が飲料である、請求項1～10のいずれかに記載の甘味増強剤組成物。

【請求項12】

飲料において、ネオヘスペリジンジヒドロカルコンが1～2 ppmの濃度で含むように添加される、請求項10に記載の甘味増強剤組成物。